

# 令和5年度県南広域圏スポーツアクティビティ情報 マップ製作業務

## 業務仕様書

令和5年9月

岩手県 県南広域振興局経営企画部

この「業務仕様書」は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「令和5年度県南広域圏スポーツアクティビティ情報マップ製作業務」（以下「本業務」という。）に係る委託候補者の選定に関して、県が、契約する事業者（以下「委託者」という。）に要求する本業務の概要や仕様を明らかにし、企画コンペに参加しようとする者（以下「参加者」という。）の提案に具体的な指針を示すものである。

## 1 目的

働く世代に向けたスポーツを通じた健康づくりや、市町が持つ多様なスポーツ資源を活用したスポーツツーリズムによる交流人口の拡大を促進するもの。

## 2 業務の概要

上記1を達成するために、岩手県南圏域のスポーツイベントやアクティビティ情報をまとめたマップを製作することとし、必要な提案を行うこと。

なお、補足情報として、圏域の観光・食情報や宿泊施設も併せて掲載すること。

※ 岩手県南圏域とは、花巻市、北上市、遠野市、一関市、奥州市、西和賀町、金ケ崎町、平泉町の5市3町のエリアを指す(以下、「圏域」という)。

### (1) マップの内容

ア マラソン版・・・県南圏域で開催されるマラソン大会情報を掲載したもの

イ アクティビティ版・・・県南圏域のアクティビティ情報のほか、マラソン以外のスポーツイベント情報(単年度イベントを除く)を掲載したもの

### (2) 対象

初心者でも体験できるコンテンツを掲載すること。

### (3) 媒体

ア データ版(HTML版等)

県や各市町HP、各種SNS等で掲載できるようにすること

※ なお、マラソン版については、後年度以降の大会PRにも活用できるよう、県において日付や大会HP等、大会に係る諸情報の更新ができるようなデータを提供すること。

イ 紙版

サイズ、枚数等は提案を行うこと。

### (4) その他、留意事項

ア マップの製作にあたり、デザイン、印刷、その他製作に必要な業務の一切を行うこと。

なお、提案内容に係る背景や意図等も併せて記載すること。

イ 一時的な情報発信効果ではなく、継続的な効果が見込める仕様となるよう努めること。

ウ 製作の際は、特定の市町の情報が多く掲載されるなど、掲載内容に偏りが出ないように留意すること。

エ 圏域のさらなる交流人口拡大に向けて、「圏域でしか体験できないこと」を強調するよう努めること。

オ 各コンテンツ情報のHPや申込フォーム等のQRコードを付すなど、閲覧者がすぐにアクセスできるように工夫すること。

ただし、QRコードを付す場合、階層が深くなりすぎないように留意すること。

カ 素材の収集については、原則受託者が行うこととするが、必要に応じて県が提供する。

キ 上記(1)～(3)以外で、スポーツツーリズムによる交流人口の拡大に資する仕様がなければ、予算額の範囲内で提案すること。

### (5) 委託期間

契約締結日から令和6年3月8日

(6) 事業実績報告書

事業が完了した時は、速やかに委託業務完了報告書を作成し、県に提出すること。

### 3 契約に関する条件等

(1) 再委託等の制限

ア 委託者は、本業務の全部又は本業務の企画若しくは製作等のうち監理業務部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

イ 委託者は、本業務の一部を第三者に委託することができる。その際は事前に、県に対して書面で再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、その他再委託先に対する管理方法等、必要事項を報告しなければならない。

(2) 再委託の相手方

委託者は、上記(1)イにより本業務の一部を第三者に委託する場合は、その相手方を、岩手県内に主たる営業所を有する者の中から選定するように努めなければならない。

(3) 業務履行に係る関係人に関する措置要求

ア 県は、本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、委託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

イ 県は、上記(1)イにより委託者から委託を受けた者で本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、委託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

ウ 委託者は、上記ア、イによる請求があったときは、当該請求に係る事項への対応について決定し、その結果を、請求を受けた日から10日以内に、県に対して書面により通知しなければならない。

(4) 権利の帰属等

本業務の実施により製作された成果物及び資料又はその利用に関する著作権、所有権等に関しては、原則として委託料の支払いの完了をもって委託者から県に移転するものとする。その詳細については、県及び委託者間で協議の上、別途請書により定める。

(5) 機密の保持

委託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏えいしてはならない。契約終了後も同様とする。

(6) その他

仕様書に定める事項について、疑義が生じた場合は仕様書に定めのない事項については、必要に応じて担当者と協議の上、定めることとする。